

令和7年度 保育所等の利用申込みの案内

令和7年4月もしくは年度途中から保育所等の利用を希望される人は、受付期間内の申し込みをお願いします。

受付期間

11月6日（水）～11月11日（月）（土・日除く）

午前8時30分～午後5時

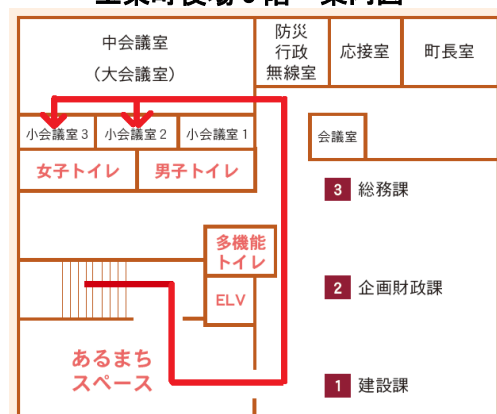
※申し込みの際、申請書類等の内容や家庭状況の聞き取り（面接）を行いますので、時間にゆとりをもって家庭状況がわかる方がお越しください。

受付場所

玉東町役場3階 小会議室2・3

※町内保育施設の在園児については、利用保育施設に必要書類を提出していただいても構いません。

玉東町役場3階 案内図



提出書類

①申込書（利用する児童1人につき1枚、申込書が必要です。）

■新規（施設変更） 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼
保育所・認定こども園・地域型保育所入所申込書

■継続 保育所・認定こども園・地域型保育所継続入所申込書

②保育を必要とすることを証明する書類（詳細は4ページをご覧ください。）

※きょうだい同時に申し込む場合も、提出は1部のみで可。

問い合わせ先

玉東町役場 保健こども課 TEL：0968-85-3135

教育・保育施設について

- ①保 育 所：就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設です。
- ②認定こども園：幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設で、地域での子育て支援を行う施設です。

町内施設一覧

名 称		園 長	定員	住 所	電話番号	延長保育	一時保育
社会福祉法人	認可保育所	徳成 起枝子	90 名	木葉 681-1	85-3384	有(午後 7 時まで) 土曜日(午後 5 時まで)	有
木葉昭和児童園(私立)							
社会福祉法人	認定こども園	平木 覚	120 名	白木 1321	85-2229	有(午後 7 時まで) 土曜日(午後 5 時まで)	有
山北保育園(私立)							

※延長保育や一時預かりを利用する場合は施設への申請が必要です。

延長保育：利用料 30 分ごと 100 円 一時預かり(週 3 日以内)：利用料 半日 1,000 円、1 日 1,500 円

保育所等を利用するには

保育所等の利用を希望する場合は、教育・保育認定を受ける必要があります。

(1) 認定区分

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で、 幼児教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、 保育を必要とする事由※に該当する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、 保育を必要とする事由に該当する場合	

※保育を必要とする事由の詳細は3ページをご覧ください。

(2) 保育必要量

保育認定には、就労時間に応じて「標準時間」と「短時間」があります。

保育時間	就労時間（ひと月）	最大利用時間
標準時間	120 時間以上	7：00～18：00
短時間	3 歳以上児 48 時間以上 120 時間未満 3 歳未満児 64 時間以上 120 時間未満	8：00～16：00

(3) 保育を必要とする事由

	保育を必要とする事由	内 容	保育必要量 ^{※1}		認定期間
			標準時間	短時間	
1	就労	月に 64 時間以上 ^{※2} 就労している場合	○	○	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もなく保育ができない場合	○	△ ^{※3}	産前 2 か月、出産月、産後 3 か月
3	疾病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷し、又は心身に障害があり、児童の保育ができない場合	○	△	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
4	介護・看護	長期にわたって、同居親族を常時介護・看護しており保育ができない場合	○	○	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっているため保育ができない場合	○	△	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
6	求職活動	起業準備を含み認定基準を満たす仕事を探していて保育ができない場合	×	○	認定期間開始から 3 か月
7	就学(職業訓練)	学校に在籍もしくは職業訓練を受けているため保育ができない場合	○	○	卒業予定日かその月の月末まで
8	虐待・DV	保育の必要性が認められる場合	○	△	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
9	育児休業	すでに入所しているきょうだい児がいて継続入所希望の場合	×	○	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間
10	その他上記に類すると して町長が認める者	保育を必要とする特別な理由がある場合	○	○	小学校就学前までの範囲で 保育の必要性が認められる期間

※1 どちらの区分で認定を受けた場合でも、保護者が必要とする時間内での利用をお願いします。

※2 3 歳以上児の場合は 4 8 時間以上

※3 「△」は保護者からの申請があれば、変更可能です。

保育を必要とする事由を証明する書類(きょうだい同時に申し込む場合も1部で可)

保育を必要とする事由	必要書類	留意事項等
就労	☐ 就労(内定)証明書 ☐ 起業届(自営業の場合)	自営業の場合、確定申告書(写し)の提出を求める場合があります。
妊娠・出産	☐ 母子手帳(写し)	
疾病・障がい	☐ 医師の診断書 ☐ 障害者手帳(写し) ☐ 障害年金・特別児童扶養手当(写し)	家庭で児童を保育することができないことを証明できる内容の医師の診断書が必要になります。
介護・看護	☐ 民生委員意見書 ☐ 診断書等	
災害復旧	☐ 罹災証明書	
求職活動中(起業準備中)	☐ 求職活動専念届兼退所届	認定を受けてから3か月を過ぎると、原則退所になります。 就職先が決まったら速やかに就労(内定)証明書を提出してください。
就学(職業訓練)	☐ 在学証明 ☐ 職業訓練を受けている状況がわかる資料	在学証明は学校の様式でお願いします。 学生証のみは不可
虐待・DV	☐ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 ☐ 児童相談所意見書等	
育児休業	☐ 母子手帳(写し)+就労証明書	標準時間認定を受けていた場合は、変更申請が必要になります
育休復帰	☐ 就労証明書	標準時間認定に変わる場合は、変更申請が必要になります

※保育利用時間の変更は月単位になります。申請は変更希望月の前月 20 日までに申請書及び証明書の提出をお願いします。期限内に提出が難しい場合は、必ず保健こども課までご連絡ください。

町外の施設利用申し込みについて

保育認定を受けて町外の保育所等を利用できるのは、通勤途中に保育所等があるか、その保育所等の近くに勤務している場合で、町内の保育所等では保育時間内に迎えに行けないなどの支障がある場合です。

また、通常、施設所在市町村の住民が優先されますので、状況等によりご希望に添えない場合があります。

利用者負担額（保育料）・副食費

1) 算定方法

利用者負担額・副食費は、保護者の町民税所得割額をもとに算定します。

4～8月分は前年度の町民税所得割額、9～3月分は当年度の町民税所得割額に基づき算定

■父母の収入が一定の基準額を下回る場合、同居の祖父母の町民税所得割額により算定する場合があります。

■利用者負担額は各月の初日が在籍の基準日になりますので、在籍した月は、児童の出席日数に関わらず、1か月分の利用者負担額が必要になります。（利用者負担額の日割り計算はいたしません。）

■利用者負担額算定の基礎となる町民税所得割額には、寄付金控除や住宅借入金等特別控除額などの税額控除は適用されません。

2) 利用者負担額・副食費の納付

①利用者負担額

納付先は施設の種類によって異なります。

■私立認可保育所…玉東町へ納付になります。

※納付方法は原則、口座振替（肥後銀行・ゆうちょ銀行・熊本銀行・玉名農協）です。

口座振替は毎月末（12月25日、休日の場合は翌営業日）に引き落とします。

■公立保育所…施設所在地の市町村へ納付になります。

■上記以外の施設…利用施設へ納付になります。

②副食費

利用施設へ直接納付になります。

3) 利用者負担額・副食費の減免

■非課税世帯 ■低所得世帯（副食費のみ）

■多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯）による軽減

（所得割課税額301,000円以上の世帯は除きます）

○第3子以降の児童が入所・・・保育料を全額軽減し、無料とします。副食費は4800円を上限とした補助があります。（令和6年10月1日現在）

◎その他、所得割額に応じた軽減措置があります。詳しくは、別紙「利用者負担額表」を参照ください。

■同一世帯から2人以上の児童が入所している場合
（利用者負担額のみ）

① 最も年齢が高い児童	② 2番目に年齢の高い児童	③ ①及び②以外の児童
軽減なし	半額軽減	全額軽減

教育・保育費用等

特定教育・保育施設の運営は、利用者負担金(町保育料)だけでなく大半は多額の公的負担(税金の投入)でなされています。保育基準に当てはまらない場合での入所がないようお願いします。

令和5年度保育所運営費 約260,245千円



入所後のお願い

次のような場合は必ず保健こども課に届け出をして下さい。

書類の記入が必要な場合がありますので、印鑑をご持参ください。

すぐに書類の準備ができない場合、まずは保健こども課までお電話ください。

① 家庭の状況に変更があった場合

住所・氏名・家族の状況が変わったとき…「変更届」を提出してください。

勤務先・仕事内容が変わったとき…「就労(雇用内定)証明書」を提出してください。

② 家庭で保育することが可能になった場合

「退所届」を提出してください。

③ 玉東町から転出する場合

「退所届」を提出してください。

転出後も同じ保育施設を利用する場合も提出が必要です。引き続き、同じ保育施設を利用したい場合は、転出先の市町村で入所申し込みが必要になります。

④ お子さんの病気やけがなどにより1か月以上保育施設を休む場合

保健こども課に速やかにご連絡ください。

⑤ 「求職活動」を理由に申し込みをされた場合

入所承諾期間を3ヶ月間とします。「求職活動報告書」を提出してください。

就職が決まったら、すぐに就労(内定)証明書を提出してください。

⑥ 出産の前後

産前2月、出産月、産後3月までは標準時間でのご利用が可能です。

育児休業中も引き続き入所希望の場合は、変更申請が必要になります。

⑦ 修正申告等により住民税額が変更になった場合

保健こども課に速やかにご連絡ください。